

基本測量に関する長期計画

- - 測量・地図行政から地理空間情報活用推進行政へ - -

基本測量: すべての測量の基礎となる測量で国土地理院が行うもの(測量法第4条)

基本測量に関する長期計画: 国土交通大臣が定める基本測量の長期計画(測量法第12条)

計画策定の背景

測量法改正(平19)・地理空間情報活用推進基本法制定(平19)等

地理空間情報の活用がもたらす**新しい社会**の
実現のため、以下の施策を重点的に実施

安全・安心

(GISを利用した防犯・防災)

暮らしやすい

(移動支援による生活空間拡大)

環境保全

(国土の状況把握)

地域振興

(地域計画の策定支援)

新ビジネス創生

(幅広い情報の地理空間情報化)

基盤となる地理空間情報整備

位置の基準

位置情報基盤
(電子基準点等)
基盤地図情報



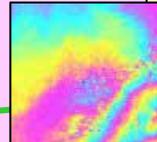
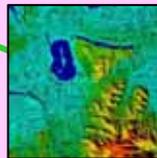
国土を表す地図の基準

電子国土基本図
(地図・オルソ画像・地名)
地形図、地勢図等



防災等国土管理の共用情報

防災基礎情報
(高精度標高等)
土地利用情報
(湖沼湿原等)
災害時の状況把握



活用のための環境整備

衛星測位等の活用

衛星測位手法の確立

基盤地図情報の整備・活用

法定地図整備の技術的支援

効率的整備・相互利用

作業規程準則等の普及
オルソ画像の整備・共用化
地理識別子活用の仕組み検討

円滑な流通・活用

電子国土Webシステムの活用
個人情報取扱ガイドラインの作成
国土地理院データのネット提供

人材の育成

セミナー・講演会の開催

活用推進に向けた連携

産学官の連携

情報交換の場を設置

国際連携

地球地図
国際共同観測
地名表記

研究開発

研究開発

研究開発の推進